

客引き行為等防止条例周知啓発キャンペーンを行います

千葉市では、「千葉市客引き行為等の防止に関する条例」が令和4年4月1日に全部施行されることから、客引き行為等を起こさせない機運の醸成のため、中央区富士見地区で、地元の地域団体及び千葉県警察と合同で「客引き行為等防止条例周知啓発キャンペーン」を行いますので、お知らせします。

1 日時

令和4年3月25日（金）19：00～

※集合場所 京成千葉駅前広場（中央区新町250-3地先）

2 参加者

千葉市富士見町地区環境整備連絡協議会

（富士見町内会、富士見商店街協同組合、西銀座商店街振興組合 ほか）

千葉中央警察署

千葉市長

3 実施内容

JR千葉駅東口広場及び京成千葉駅前の広場で、条例周知チラシ（別紙1）、啓発品（ティッシュ）の配布を行うとともに、禁止区域内の通行人に条例の趣旨を呼びかけて巡回します。

※終了後、市長の囲み取材を行います。

4 活動区域

（1）配布

JR千葉駅東口広場、京成千葉駅前広場

（2）巡回

中央区富士見2丁目地内

5 その他

海浜幕張駅周辺においても、周知啓発キャンペーンを行います。

（1）日時

令和4年3月29日（火）17：00～

（2）場所

JR海浜幕張駅北口広場

（3）参加者

幕張新都心まちづくり協議会、千葉西警察署

（4）実施内容

条例の趣旨の周知、条例周知用チラシや啓発品の配布

6 取材申込み

取材を希望される場合は、取材申込書（別紙2）を、3月25日（金）正午までに地域安全課宛てに、メール又はFAXでお送りください。

【メール】chiikianzen.CIC@city.chiba.lg.jp 【FAX】043-245-5637